

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳



◆ 身体障害者手帳は、身体に障害がある方が、相談やいろいろな福祉制度を利用しやすくするために交付されるものです。

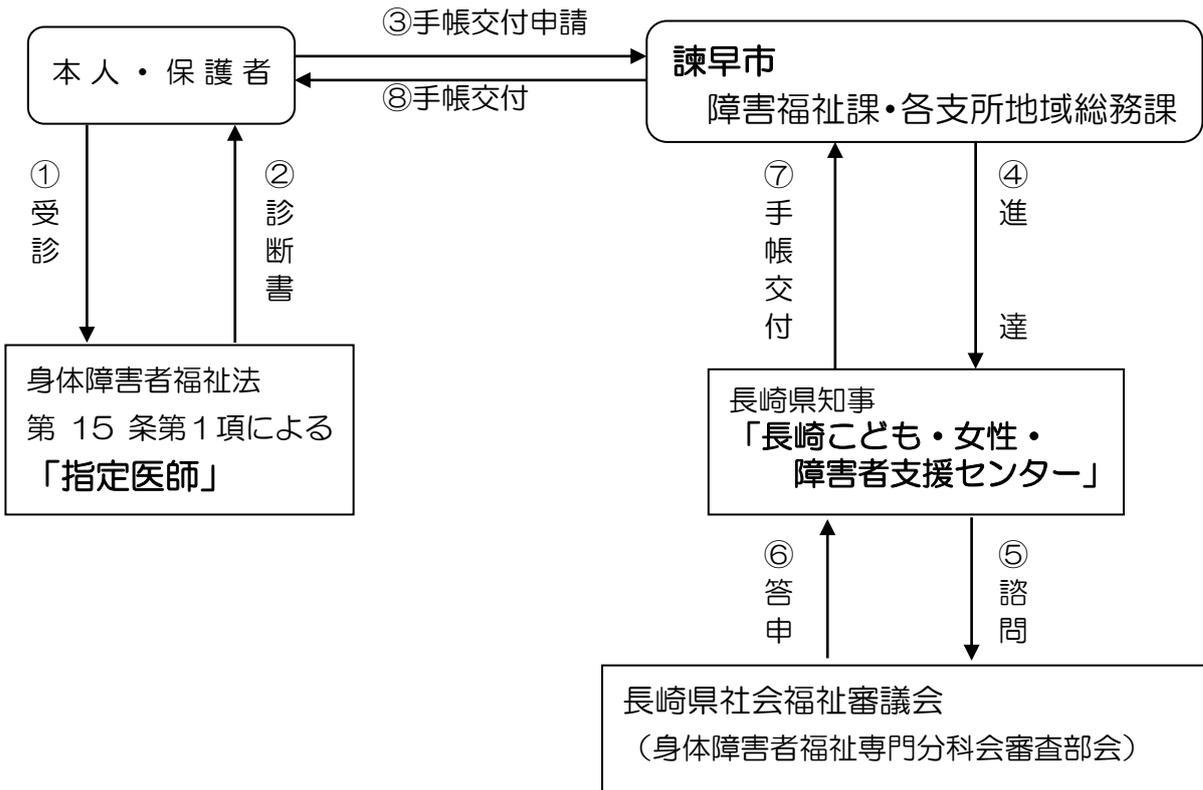
◎障害の種類・該当する等級

該当する等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚（目）	○	○	○	○	○	○
聴覚（耳）		○	○	○		○
平衡機能			○		○	
音声・言語・そしゃく機能			○	○		
肢体不自由	○	○	○	○	○	○
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	○		○	○		
免疫・肝臓の機能障害	○	○	○	○		

※ 障害の程度など詳しくは、P58～59をご覧ください。

※ 新規交付、更新手続き時に身体障害者手帳をお持ちの場合は窓口に提出してください。

◎手帳交付までの流れ

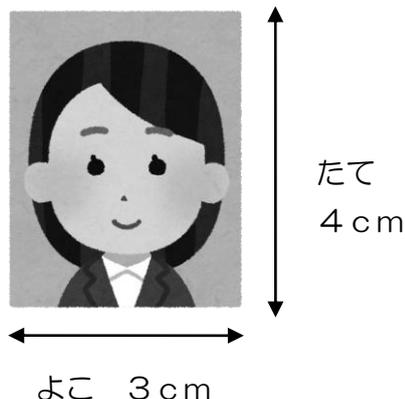


◎申請に必要なもの

手続き	内容	必要なもの				
		写真	診断書	手帳	個人番号	備考
新規交付	・初めて手帳を申請するとき	○	○		○	
更新	・再認定を申請するとき	○	○	○	○	期限の2か月前から受け付けます
等級変更 障害名追加	・障害の状態が変わった ・他の障害が加わった	○	○	○	○	変更がわかるものを準備
住所変更 氏名変更	・住所が変わった ・名前が変わった			○	○	
紛失 破損 写真貼替	・手帳をなくした ・手帳がやぶれた ・手帳の写真が古くなった	○		○ 紛失 以外	○	なくしたら、まず警察へ届けてください
返還	・亡くなった ・障害がなくなった ・必要がなくなった			○		

写真は

- 1年以内に撮影したもの
- 帽子はかぶらず、背景はなく顔がはっきり写っているもの



個人番号は、「マイナンバーカード」か「通知カード」と本人確認書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード	—
通知カード	①各種障害者手帳 ②運転免許証 ③パスポート ④運転経歴証明書 ⑤特別永住者証明書 ⑥在留カード <u>どれか1つ</u>
	①～⑥がない場合は、次のどれかを2つ ・健康保険証 ・児童扶養手当証書 ・年金手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・その他適当と認められるもの (氏名、生年月日・住所が記載されているもの)

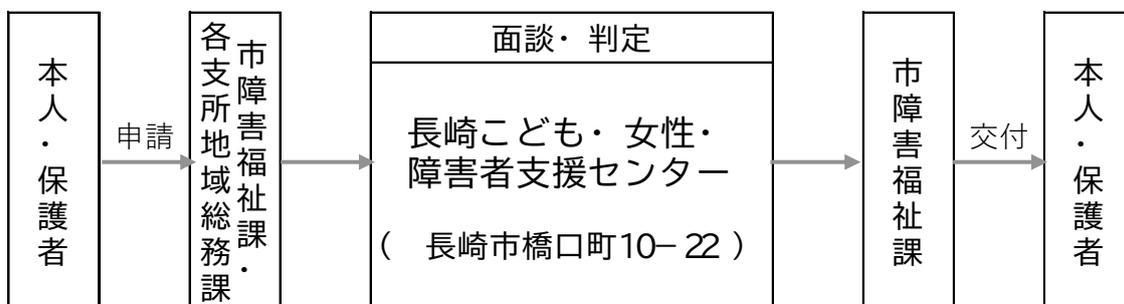
〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

療育手帳



- ◆ 療育手帳は、知的障害者（児）とその保護者が、相談やいろいろな福祉制度を利用しやすくするために交付されるものです。

◎手帳交付までの流れ



◎障害の程度

- ➔ 最重度「A1」・重度「A2」・中度「B1」・軽度「B2」の区分があります。

◎手続きに必要なもの

手続き	内容	必要なもの			
		写真	手帳	個人番号	備考
新規交付	・初めて手帳を申請するとき	○		○	
更新	・再認定を申請するとき		○	○	期限の2か月前から受け付けます
紛失 破損 写真貼替	・手帳をなくした ・手帳がやぶれた ・手帳の写真が古くなった	○	○ 紛失 以外	○	なくしたら、まず警察へ届け てください
記載事項 変更	・住所が変わった ・名前が変わった		○	○	
返還	・亡くなった ・必要がなくなった		○		

※新規交付、更新手続き時に身体障害者手帳をお持ちの場合は窓口へ提出してください。

※ 個人番号の書類については、P5 を参照してください。

※ 写真は



たて
4 cm

よこ 3 cm

- 1年以内に撮影したもの
- 帽子はかぶらず、背景はなく
顔がはっきり写っているもの

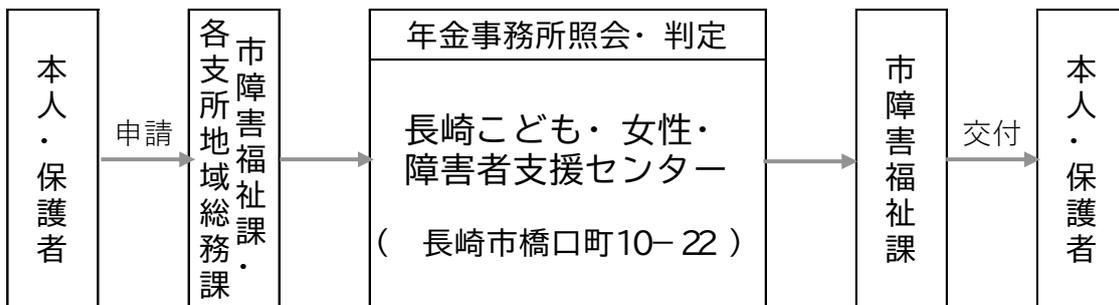
〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

精神障害者保健福祉手帳



- ◆ 精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が各種相談やサービスを受けやすくするために交付されるものです。

◎手帳交付までの流れ



◎障害の程度

1 級	単独での日常生活が困難な状態（障害年金1級程度）
2 級	日常生活に著しい制限を受ける方（障害年金2級程度）
3 級	日常生活・社会生活に制限を受ける方（障害年金3級より広い範囲）

◎手帳の有効期限

手帳の有効期限は**2年**で、更新手続は有効期限の3か月前から行うことができます。

◎手続きに必要なもの

①診断書で申請する場合、②障害年金（精神を事由とする）の証書で申請する場合

手続き	内容	申請書	同意書	必要なもの				
				写真	診断書	年金証書	手帳	個人番号
新規交付	初めて手帳を申請するとき	①	○		○	○		○
		②	○	○	○		○	○
更新	有効期限の3か月前から手続きが必要	①	○		○	○		○
		②	○	○	記載欄がない場合		○	○
等級変更	障害の状態が変わったとき	①	○		○	○		○
		②	○	○	○		○	○
住所・氏名変更	住所や氏名の変更	○					○	○
再交付	・手帳をなくした ・手帳がやぶれた	○		○			○ 破損の場合	○
返還	・亡くなった ・必要がなくなった	○					○	
県外転入	県外から転入したとき	○		○			○	○

※ 個人番号の書類については、P5を参照してください。

※ 写真の大きさは、P6と同じです。

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕